

# 重要なお知らせ

## 令和6年度以降の入学料及び前期授業料の納入について

### 長崎大学の学部・研究科の新入生及び保証人の皆様

令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症の発生（以下「コロナ」という。）の影響により入学料未納及び前期授業料を納付することが困難な学生等に対する経済支援対策として、当該年度末までに納付すれば除籍としない旨の取扱いを行ってまいりました。

しかし、令和6年度以降はこの取扱いは終了し、コロナ以前のように、本学の学内規則に基づく取扱いに戻ります。入学料及び前期授業料の納入については、学内規則にて以下1のとおり規定しており、期限までに納入されない場合、長崎大学学則第28条及び長崎大学大学院学則第38条に基づき除籍としますので、ご留意くださるようよろしくお願いいたします。

#### 1. 学内規則における除籍の取扱いについて

- (1) 入学料免除が不許可又は一部免除若しくは入学料徴収猶予が不許可の場合、結果の通知日から起算して20日以内に納付しない場合は除籍とする。なお、入学料免除が不許可又は一部免除の者については、結果の通知日から起算して20日以内に、入学料徴収猶予を申請することができるが、この場合において徴収猶予が不許可となった者が、徴収猶予申請の結果の通知日から起算して20日以内に納付しなかった場合は除籍とする。
- (2) 入学料徴収猶予が許可の場合、徴収猶予の期限は、前期入学する者にとっては入学年度の9月15日、後期に入学するものにとっては入学年度の3月15日までとし、徴収猶予期間が満了する日が属する月の末日までに納付しない場合は除籍とする。
- (3) 前期授業料は前期末（9月末）までに納付しない場合は除籍とする。

なお、令和6年度授業料の口座振替（引落し）日等について、以下2のとおりお知らせいたします。

また、令和6年度入学料の免除及び徴収猶予申請中の方は、判定結果が出るまで振り込まないでください。判定結果が出る前に入学料を納付された場合、免除及び徴収猶予申請が無効となります。

#### 2-1. 令和6年度授業料の口座振替（引落し）日について

前期 令和6年 4月30日（火） 手続きの都合等で振替ができなかった学生は 5月27日（月）

後期 令和6年10月28日（月） 手続きの都合等で振替ができなかった学生は11月27日（水）

※口座振替は振込手数料がかかりません。口座振替日の前営業日までにお届けの口座にご入金ください。

※授業料免除申請中の方は、判定結果が出るまで口座振替（引落し）の処理は行いません。

#### 2-2. 令和6年度授業料の免除不許可者及び一部免除者にかかる口座振替（引落し）日について

前期 令和6年 8月27日（火）

後期 令和7年 1月27日（月）

※授業料免除申請中の方は、判定結果が出るまで振り込まないでください。判定結果が出る前に授業料を納付された場合、免除申請が無効となります。

問合せ先 【授業料納付に関すること】 財務部財務企画課資金管理班

電話 095-819-2060

【授業料免除に関すること】 学生支援センター（経済支援コーナー）

電話 095-819-2105